

用振の法發等替條項の適

○財務省告示第百十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十一年三月十五日に発行した利付国債の發行条件等を次のとおり告示する。
平成三十一年四月九日
財務大臣 麻生 太郎
利付国庫債券（十年）（三百三十四回、第三百三十三回、第一号）

十
三
の
払
込
及
利
過
利
子
率

十一
一
發
發
行
価
格
日

九 振額 替單位

七
私
込
金
額

五 方 法 募 入 決 定 の

四
卷之二

(別表のとおり) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に

$$1 + \left[\frac{第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差}{100} \right] \times \frac{残存年数}{100}$$

振簿の記載又は記録は、最低額面によるも、振替口座にによるものと規定によることとする。

金額の整数倍の金額により算式により面額に、額ごとに、債国情債に對象年月日十五年三月三十一年にづき、金額を算式により算出しめた金額を、次のように算出する。

二 十 十 十
十 九 八 七 六 五

十四

払者入払元利象各準入償償
込札場利回國發と札還還
期參所金り債行すの金期
日加支の対る基額限

利子

(別表)

名称及び記号	利 率 (年)	償 還 期 限	発 行 金 額	利 利 回 三 年 国 庫 四 債 十 券	利 利 回 三 年 国 庫 四 債 十 券	利 利 回 三 年 国 庫 四 債 十 券	利 利 回 三 年 国 庫 三 債 十 券	利 利 回 三 年 国 庫 三 債 十 券	利 利 回 三 年 国 庫 三 債 十 券
○ · 一 %	○ · 一 %	○ · 三 %	○ · 四 %	○ · 四 %	○ · 三 %	○ · 五 %	○ · 六 %	○ · 六 %	利 率 (年)
日年平 九成 月三 二十 十八	日年平 六成 月三 二十 十八	十年平 日十成 二三 月十 二七	日年平 六成 月三 二十 十七	日年平 三成 月三 二十一 十七	十年平 日十成 二三 月十 二六	日年平 九成 月三 二十 十六	日年平 六成 月三 二十 十六	日年平 三成 月三 二十 十六	償 還 期 限
億四 円百 三 十 七	四 十 一 億 円	億三 円百 二 十一	二 十五 億 円	八 億 円	三 百八 億 円	億四 円百 五 十五	円三 百十一 億	七 十九 億 円	発 行 金 額

利 第二付 九十年 三債 回券)	利 第二付 九十年 十年庫 二債 回券)	利 第二付 八十国 十年庫 八債 回券)	利 第二付 八十国 十年庫 四債 回券)	利 第二付 七十国 十年庫 三債 回券)	利 第二付 七十国 十年庫 回債 券)	利 第二付 六十国 十年庫 九債 回券)	利 第二付 六十国 十年庫 八債 回券)	利 七第十付 回三年國 百庫 四債 回券)	利 六第十付 回三年國 百庫 四債 十券)	利 五第十付 回三年國 百庫 四債 十券)
二 · ○ %	二 · 一 %	二 · 三 %	二 · 一 %	二 · 四 %	二 · 一 %	二 · 二 %	二 · 一 %	○ · 一 %	○ · 一 %	○ · 一 %
日年平 三成 月三 二十 十九	十年平 日十成 月三 月十 二八	日年平 六成 月三 月十 十八	十年平 日十成 二三 月十 二七	十年平 日十成 二三 月十 二七	日年平 六成 月三 二十 十六	日年平 三成 月三 二十一 十六	日年平 三成 月三 二十 十六	日年平 六成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十 十九	十年平 日十成 二三 月十 二八
六 十八 億 円	百 四十 億 円	十二 億 円	十一 億 円	百 億 円	七 十五 億 円	十二 億 円	二十五 億 円	億四 円百 七十一	千 十三 億 円	億四 円百 六十六

利 第三付 一十国 回年庫 ～債券	利 回第二付 百十国 四年庫 十～債券	利 回第二付 百十国 四年庫 十～債券	利 回第二付 百十国 三年庫 十～債券	利 回第二付 百十国 二年庫 十～債券	利 第二付 百十国 十年庫 八～債券	利 第二付 百十国 七年庫 七～債券	利 第二付 百十国 十年庫 六～債券	利 第二付 九十国 十年庫 五～債券	利 第二付 九十国 十年庫 四～債券	利 第二付 九十国 十年庫 回券
二 ・ 八 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 六 %	一 ・ 九 %	二 ・ ○ %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %
日年平 九成 月四 二十 十一	日年平 三成 月四 二十 十六	日年平 六成 月四 二十 十五	日年平 六成 月四 二十 十四	日年平 六成 月四 二十 十三	日年平 六成 月四 二十 十二	日年平 三成 月四 二十 十二	日年平 三成 月四 二十 十二	日年平 六成 月三 二十 十九	日年平 六成 月三 二十 十九	日年平 三成 月三 二十 十九
三 十 一 億 円	九 十 二 億 円	五 億 円	五 百 億 円	億二 円百 五 十 五	二百 八 億 円	円百 六 十 三 億	円百 五 十 三 億	一 億 円	円百 七 十 五 億	十四 億 円

利 第三付 五十国 回年庫 債 券	利 第三付 四十国 回年庫 債 券
二 · 二 %	二 · 九 %
日年平 五成 月四 二十 十三	十年平 日十成 一四 月十 二二
一 億 円	十二 億 円